

## 第11節 国民年金

昭和61年4月からの基礎年金制度では、厚生年金・共済組合に加入されている方に扶養されている配偶者も含め、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することになっています。平成3年4月より、20歳以上の学生も強制加入となりました。

また、本人の希望により加入できる「任意加入」も拡大されました。

### 1 被保険者について

年金の加入者（被保険者）は、以下のとおりです。

○必ず加入しなければならない方

- a. 第1号被保険者 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農業、自営業者、学生、無職の方など。
- b. 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など
- c. 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

○希望により第1号被保険者として加入できる方

- a. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で老齢（退職）年金受給権者。
- b. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方。
- c. 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人。
- d. 昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の方。ただし、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでの加入。

第2号被保険者、第3号被保険者が、第1号被保険者に変更になるときは、区役所へ届出をする必要があります。 [問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

### 2 保険料について

#### (1) 保険料額

第1号被保険者の保険料水準は、被保険者の所得や職業に関係なく定額で、その金額は平成16年度の保険料月額13,300円をベースにして、平成17年度から毎年引き上げられ、平成29年度以降は月額16,900円に固定され、さらに、平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度施行に伴い、平成31年度分から保険料が100円引き上げられ、月額17,000円になりました。平成17年度以降の保険料額は各年度の保険料水準にその年度の改定率を乗じて得た金額がその年度の保険料額になります。

また、定額保険料のほか、月400円の付加保険料を納めることにより、将来より高い年金を受けることができます。

第2号被保険者・第3号被保険者の納める保険料は、厚生年金や共済組合からまとめて拠出しますので、被保険者自ら納入手続きをする必要はありません。

なお、保険料を一定期間まとめて納期限までに前納すると、割引になります。

#### (2) 保険料の納付

納付書（現金）での納付のほか、口座振替・クレジットカードなどでも納付できます。

保険料を一定期間まとめて納期限までに前納すると、割引になります。

前納には、2年前納、1年前納、6か月前納などがあります。

保険料は2年間納付できますが、納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

また、未納があると受給額も少なくなってしまうます。

### (3) 保険料の免除

第1号被保険者で、家計が苦しくて保険料が納められない方や学生などに、保険料の納付義務を免除する制度があります。

#### a. 法定免除

障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金を受けている方、生活保護法による生活扶助を受けている方などが届出をすれば、保険料が免除されます。

#### b. 申請免除

一定の要件に該当する世帯に属する方で、保険料を納めることが困難な方などは、免除申請をすることができます。

所得基準により、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

#### c. 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定以下の方は、卒業後に納付ができる学生納付特例を申請することができます。

#### d. 納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人（配偶者含む）の所得が一定以下であり、上記免除制度に該当しない方は、納付猶予を申請することができます。（平成28年7月から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。）

#### e. 産前産後免除（平成31年4月分より）

届出により、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除されます（出産日が平成31年2月1日以降の方が対象）。

都道府県の日本年金機構事務センターが申請内容を審査し、承認されたときは、保険料の納付は免除されます。

保険料の免除及び学生納付特例・納付猶予制度が承認されると、その期間は老齢基礎年金等の受給資格期間の計算に入りますが、受給額の計算については、全額免除を受けた期間は保険料を納めた場合の1/2（平成21年3月以前の期間は1/3）、4分の3免除を受けた期間は5/8（平成21年3月以前の期間は1/2）、半額免除を受けた期間は3/4（平成21年3月以前の期間は2/3）、4分の1免除を受けた期間は7/8（平成21年3月以前の期間は5/6）になり、学生納付特例・納付猶予制度を受けた期間は、年金額には反映されません。産前産後免除は保険料を納めた期間として扱われます。なお、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めなかった場合は、未納と同じ扱いになります。

保険料の免除及び学生納付特例・納付猶予制度を受けた期間は、その後の生活に余裕ができたときに、10年前までさかのぼって保険料を納めることができます。（ただし、3年前以前の分には追納加算額がかかります。）

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

### 3 基礎年金の種類

#### (1) 老齢基礎年金

原則として保険料を納めた期間、保険料を免除された期間を合わせて10年以上（平成29年7月までは25年以上）ある方が、65歳に達したとき支給されます。

ただし、60歳から65歳までの間に年金を受ける申し出をした場合、受ける年金額が減額され、66歳以降に年金を受ける申し出をした場合、受ける年金額が増額されます。

#### (2) 障害基礎年金

国民年金に加入している間に病気やけがをして障害者になったとき、国民年金法に定められた等級に該当した場合、支給されます。

ただし、そのもとになった病気やけがで初めて医師にかかった日（初診日）の前に、加入期間の2/3以上は保険料を納めているか、もしくは免除を受けた期間でなければなりません。

なお、特例として、令和8年3月31日までは、65歳到達前の方で初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ、障害基礎年金が支給されます。

#### (3) 遺族基礎年金

国民年金の被保険者期間中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※子とは、18歳に到達した年度の末日までの子か、20歳未満の1級・2級の障害のある子をいいます。ただし死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間がある場合は、加入期間の2/3以上は保険料を納めているか、もしくは免除を受けた期間でなければなりません。

なお、特例として令和8年3月31日までは、65歳到達日前の方が死亡した場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ、遺族基礎年金が支給されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

### 4 基礎年金以外の給付

#### (1) 付加年金

月額400円の付加保険料を納めると、その納めた月数に応じて、1か月200円で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。

#### (2) 寡婦年金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間のみで、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したときに、夫に扶養されていて、夫が死亡したときまで引き続き10年以上の婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

#### (3) 死亡一時金

第1号被保険者期間としての保険料納付月数が3年以上で、老齢基礎年金や障害基礎年金のいずれ

も受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

#### (4) 老齢福祉年金

国民年金制度（拠出制）が発足した昭和36年4月1日、すでに老齢であった方に支給されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

### 5 特別障害給付金

国民年金の任意加入対象者とされていた方が任意加入していなかったため、その期間中の傷病により障害が現に残っているものの障害基礎年金の受給権がない障害者を対象に、福祉的措置として支給されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

### 6 年金生活者支援給付金

年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方が対象で、年金に上乗せして支給されます。支給には請求書の提出が必要です。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]